

福岡市スタートアップ展示会出展・マッチング支援業務委託 仕様書

1 件名

福岡市スタートアップ展示会出展・マッチング支援業務委託

2 事業目的

福岡市では、スタートアップ企業の成長ステージや事業戦略に応じ、国内外の展示会・カンファレンス等の出展機会を提供することで、企業の資金調達や販路拡大、事業提携などにつながるマッチング機会の創出を図っている。

本業務では、受託者が提案する年間複数のイベント（2～5件程度を想定）への参加・出展を通じて、市内スタートアップの資金調達や協業機会の獲得、製品・サービスや取組の認知度向上を図り、見込み顧客（リード）の創出を促進するとともに、福岡市のスタートアップ支援の魅力を発信することを目的とする。

3 業務内容

(1) 出展候補イベントの調査および選定

- ・ 全国各地で開催される投資家・事業会社とのマッチングを目的としたイベントや特定産業に特化したイベントの情報収集すること
- ・ 福岡市内スタートアップのニーズを捉えた参加・出展先イベント候補のリストアップすること
- ・ イベントの開催時期・内容・来場者属性、実績（来場者数、商談数等）、費用対効果等を踏まえたうえで、下記（6）において参加・出展する候補イベントの優先順位を提案すること
- ・ 委託期間内の全体予算との整合を図りつつ、各イベントでの出展企業数を福岡市と協議・調整し、出展配分の設計を行うこと

(2) 参加・出展企業の調整・連絡支援

- ・ 福岡市が実施する参加・出展企業の募集・選定結果に基づき、参加企業との連絡・日程調整、必要書類の案内、情報収集等の支援を行うこと
- ・ イベントごとの出展社に関する事務調整を行い、各イベント主催者との情報共有や出展準備が円滑に進むよう調整を行うこと

(3) 出展準備および運営支援

- ・ 主催者との連絡・調整、出展手続き代行、出展パスの配布等、出展に必要な実務を遂行すること
- ・ 当日のブース設営（備品準備、パネル設置、ロゴ掲示等）を行うこと

(4) 成果の把握および報告

- ・ 出展企業へのヒアリングを通じて、マッチング・商談件数、資金調達状況等を把握すること
- ・ イベント出展後、報告書を提出すること（参加者アンケート、記録、写真等含む）

(5) 上記業務に付随するその他一切の業務

(6) イベント参加・出展業務の一括実施

- ・ 受託者は、参加・出展候補イベントの選定・提案、主催者との交渉、参加・出展手続、ブース企画設計、ブースパネル制作、終了後の報告までを一括して実施すること

参加・出展候補イベントは、受託者提案に基づき選定する。ただし、下記イベント条件を満たすイベントを含めること。

【イベント条件】

- 参加・出展イベント数：2～5件程度
- 開催時期：2025年10月1日以降に国内で開催されるもの
- イベント内容（①②いずれも含める）：

①福岡市内で開催される投資家、金融機関、上場経営者・経営陣、事業会社

の役職員とのビジネスマッチングの機会を提供する大規模なイベント（参加者 1,000 名程度以上、ただし福岡市主催イベントは除く）

・参加企業数目安：40～50社程度

②特定の産業に特化したイベント（参加イベント例は以下）※市内開催に限らない

・出展企業数目安：1 イベントあたり 1～4 社程度

・主な参加イベント（展示会）例

-環境・エネルギー関連：SB'25 Tokyo、スマートエネルギーウィーク

-食・農業・外食：FOODEX、フードスタイル

-建設・インフラ・防災系：CSPI（国際建設・測量展）、

RISCON TOKYO（危機管理産業展）

-観光・サービス業：HCJ

4 実施体制・スケジュール

(1) 事務局の設置

本業務の円滑な遂行のため、担当事務局を設置すること。

(2) 運営体制の構築

業務に従事する人員配置・役割分担を明示した運営体制を構築すること。

(3) 実施スケジュールの作成・進捗管理

業務の開始から報告書提出までのスケジュールを作成し、進捗管理を行いながら福岡市に適宜報告すること。

5 成果物

・実施報告書（紙原本 1 部、電子データ 1 式）

・記録写真（電子データ）

6 履行場所

福岡市経済観光文化局 創業支援課 外

7 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

8 委託上限額

18,000千円(税込)以内

9 その他

- (1) 本業務により作成された成果物等の知的財産権は、福岡市に帰属する。
- (2) 業務遂行中に得た個人情報・機密情報等は、適切に管理し、漏洩のないよう徹底すること。
- (3) 旅行業の免許が必要な業務が発生する場合は、関係法令に従って適切に対応すること。
- (4) 不可抗力（災害・感染症流行等）により履行が困難となる場合は、事前協議のうえ業務内容の変更ができる。
- (5) その他、本仕様書に定めのない事項については、福岡市と受託者の協議により定める。